

いまさら聞けない

東弁会費の

A to Z

私たちが毎月支払っている会費がどういった目的でどのように使われているのかよく分からないという方は多いのではないのでしょうか。今回の特集では、そんな皆さんの疑問に答えるべく、前半は会費全般について若手の会員にも分かりやすいように基本的なところから Q & A の形で解説し、後半では東弁の財務のプロともいうべき方による座談会を開き、会費をとりまく現在の問題点や将来に向けての展望・取り組みなどを忌憚なく語っていただきました。

(味岡 康子, 杉崎 哲郎)

CONTENTS

- 会費 Q&A
 - 1 会費一般について
 - 2 収入について
 - 3 支出について
 - 4 会財政一般について
 - 5 新会館臨時会費について
- 座談会
「会費」の問題点と今後の展望

会費

Q & A

会員が毎月納めている会費は弁護士会を支える財政的基礎になっていますが、自分たちが納めた会費はどのように使われているのか、現在の会費額は高いのではないか、もう少し低額に抑えることはできないのだろうか、そもそも東弁の財政状況は黒字なのか、それとも赤字なのか、などいろいろな疑問があると思います。そこで、会費や東弁財政について会員が抱かれている疑問や質問にお答えいたします。

(2015 年度財務委員会委員長 日向 隆)

1 会費一般について

Q1 現在の東弁会員が毎月支払っている会費について教えてください。

A1 会費は、会則に従って弁護士会員、外国特別会員、法人会員が支払っていますが、ここでは主に弁護士会員（以下単に「会員」といいます）の会

費について説明します。東弁の会員は、東弁に入会すると同時に日弁連の会員になることから、会員は、所属単位会である東弁会費と日弁連の会費を納める必要があります。現在、東弁会費は月額1万8,500円ですが、修習終了後3年に達する年の3月までは月額5,000円（本年度は66期・67期）、修習終了後4年に達する年の3月までは月額1万円（65期）、修習終了後5年に達する年の3月までは月額1万5,000円（64期）

図表1 東弁会費(2015年度)

会 員	東弁会費	日弁連会費	日弁連特別会費	月額合計
63期以前の会員	18,500円	14,000円	5,000円	37,500円
64期	15,000円	14,000円	5,000円	34,000円
65期	10,000円	14,000円	5,000円	29,000円
66・67期*	5,000円	7,000円	5,000円	17,000円
外国特別会員	17,500円	13,550円	—	31,050円

※66期会員は、12月分会費より日弁連会費が14,000円に変更となります。

になっています。また、在会50年以上の会員及び77歳に達し、かつ、在会が通算して20年以上の会員については、会費支払いが免除されています。なお、日弁連の一般会費は月額1万4,000円、このほかに特別会費として月額5,000円、その内訳は、少年・刑事財政基金のための特別会費が月額3,300円、法律援助基金のための特別会費が月額1,100円、弁護士過疎・偏在対策のための特別会費が月額600円です（なお、日弁連会費については現在見直しが検討されているようです）。したがって、減免措置のない会員は、東弁会費、日弁連一般会費及び特別会費として1か月合計3万7,500円を納めていることになります。

Q2 そもそも弁護士は、なぜ会費を支払わなければならないのでしょうか。

A2 弁護士となるには、入会しようとする弁護士会を経て日弁連に登録の請求をしなければならず（弁護士法9条）、日弁連の弁護士名簿に登録されて初めて弁護士としての活動が認められます（同法8条）。つまり弁護士は所属する単位弁護士会へ強制加入が義務付けられているのです。さらに東弁などの全国の単位弁護士会は弁護士法によって法人とされており、単位弁護士会の役割は弁護士の品位を保持し、弁護士の事務の改善進歩を図るため弁護士の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことです。また、弁護士会は日弁連の承認を受けて会則を定めなければならないませんが、会則には入会及び退会に関する規定、資格審査に関する規定、懲戒並びに懲戒委員会及び綱紀委員会に関する規定、会費に関する規定など弁護士会の組織及び運営に関する基本的事項が定められます。そして、弁護士会是个々の弁護士が基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命を全うすることが

できるようにするための団体としての強固な自治を有しています。このような公益法人としての組織を運営するためには財政的基盤が必要であり、その構成員である会員は会費を支払って、これを支える必要があるのです。

Q3 会費について、会員からはどのような声があるのでしょうか。

A3 会員は、強制加入団体であり、また弁護士自治を有する弁護士会の財政的基盤を支えるために会費を納めることの必要性を十分に理解されていると思います。しかしながら、他方で日弁連会費を含めると月額3万7,500円、年間にすれば45万円という必ずしも安いとはいえない会費を高いと感じられる会員がいることも事実であり、とくにノキ弁や即時独立を余儀なくされている最近の若手会員からは日弁連を含めた弁護士会の会費について相当な負担感を抱かれている会員が少なからず存在し、できれば会費を減額して欲しいという要望を若手会員に限らず会員の多くは抱いていると思われます。

Q4 他の士業における会費はどうなっているのでしょうか。

A4 東京司法書士会は年額20万6,400円（ただし、2016年度までは21万4,800円）、東京税理士会は年額7万5,000円（東京税理士会の場合、本会費とは別に、支部会費を支払う必要があります）、公認会計士協会が年額10万2,000円、社会保険労務士会は年額9万6,000円です。これら他の士業に比べると一見して弁護士会の会費は高いことが分かります。しかしながら、弁護士会は、他の士業とは異なり、国や地方

自治体などの行政官庁等の監督を受けずに弁護士自治を有し、会員の入会審査・登録と懲戒手続の業務を自ら執り行っています。また、弁護士は、法律事務の独占が認められており、会員各人は誠実に職務を行い、依頼者の利益を擁護するとともに社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力することが職責とされています。このような会員の広範な職責を支えるためにも弁護士会という団体に必要となる費用も相応なものとなってくることは避けられません。

Q5 東弁の会費は、他の単位会に比べると高いのでしょうか。

A5 東弁の所属会員は約7,500名を数え、日本では最大規模の単位会であることから、全国の各単位会に比べた場合には東弁の会費が突出して高いというわけではなく、むしろ低額といえます。例えば、いずれも2014年度の月額単位会費ですが、山口県弁護士会5万円、秋田弁護士会4万5,200円、山梨県弁護士会と函館弁護士会が4万5,000円、長崎県弁護士会4万2,000円、鳥取県弁護士会、岩手弁護士会、青森県弁護士会、旭川弁護士会と釧路弁護士会はいずれも4万円です。これらの単位会の会員は、ほかに日弁連会費を納める必要がありますから、年額にすると80万円を超えるところもあります。

Q6 全ての会員が会費をきちんと支払っているのでしょうか。

A6 会費の支払いが義務である以上、弁護士会としては全会員から会則で決まった会費を徴収しなければなりません。しかしながら、毎年数十名の会員が会費の支払いを滞納しているのが現実であり、未収

会費は2015年3月分までの会費で約2,214万円に達しています。

Q7 会員の会費支払義務が免除されることはあるのでしょうか。

A7 会員は、会費を納付する義務がありますが、会則により会費の支払義務の免除や減額が認められることもあります。会費の減免が認められる場合は以下のとおりです。

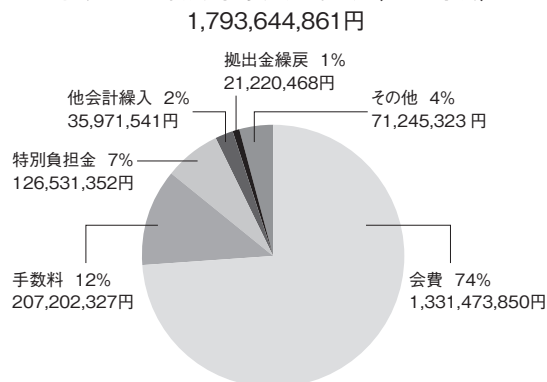
- ① 病気その他特別の事情のため執務が著しく困難な場合の減免（会則27条5項）
- ② 出産予定または出産後1年以内の女性会員について4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）の免除（会則27条7項）
- ③ 性別を問わず会員が育児をする場合、子が2歳に達するまでの育児期間中連続する8か月間（多胎妊娠の場合は9か月間）の免除（会則27条8項）
- ④ 任期付公務就任や公益活動を目的とした海外勤務などの場合の減免（会則27条6項）

以上の①と④の減免については、それまで常議員会の議決を要していましたが、昨年度の改正により本年4月1日から、会員のプライバシーに配慮するために80名で構成される常議員会の議決によるのではなく、少人数で構成される会費減免審査委員会の議を経ることとされました。

Q8 病気や育児などの事情はないのですが、先月と今月は収入が少なくて会費を納めることが難しいという場合、何らかの救済策はないのでしょうか。

A8 このような場合に配慮するため新たに会費の納付猶予制度が昨年度設けられました。これは「経

図表2 一般会計 事業活動収入(2014年度)



済的理由」により会費を納付することが困難な会員について、本人の申出により、6か月を上限として(12か月まで延長可能)、役員(理事者会)の判断で会費納付の猶予を認めるものです(会則27条11項、12項)。会費納付猶予制度は、全国に先駆けて設けられた新しい制度ですので、会員のプライバシーに十分配慮しながら会員が利用しやすいように制度の周知を図っていく必要があります。

Q9 会費滞納に対する対策はどのようにとられているのでしょうか。

A9 会則29条は、「6か月分以上会費を滞納したときは、懲戒を請求することができる」と定めています。2013年度には滞納会員の具体的事情に配慮しつつも、会員間の公平のために定型的に督促(徴収)を行うスキームが構築されました。通常は理事者が会費滞納している会員に連絡を行って面談をするなどしたうえで滞納会員から会費滞納の理由や事情を聞き、分割による支払いが可能か、また、会費減免理由の有無などを慎重に調査することになります。

Q10 会費滞納の理由にはどのようなものがあるのでしょうか。またそれに対する処分はどうなっていますか。

A10 会費滞納の理由として、病気による執務不能が多くあります。最近ではメンタルヘルスの面からのものも少なからず見受けられます。また、弁護士業務収入の減少によるという場合もあり、これは必ずしも若手会員に限られません。なお、上記のとおり、会則上、会員が6か月分以上会費を滞納したときは、懲戒を請求することができることになっています。財務委

員会は、会員が会費を6か月以上滞納したため会則29条により懲戒の請求をするときには出席委員の3分の2以上の同意が必要とされています。なお、懲戒請求する場合には事前に書留郵便で催告しなければなりません。ただし、会費滞納が6か月分以上になった場合でも直ちに会から懲戒請求の手段を取るということではなく、通常は理事者が会費滞納している会員から詳しく事情をお聞きしています。上記のとおり、病気その他特別の事情のため執務が著しく困難な場合には会費の減免制度があり、また昨年度設けられた経済的理由による会費納付猶予制度がありますので、これらの制度の利用も考えていただければと思います。

2 収入について

Q11 東弁の収入のうち会費の占める割合はどの位でしょうか。

A11 東弁の2014年度の一般会計の事業活動収入は17億9,364万4,861円です。そのうち会費収入は、13億3,147万3,850円ですので約74%を占めています。

Q12 会費以外に主な収入源としてはどのようなものがあるのでしょうか。

A12 手数料収入が2億720万円で約12%です。これには弁護士照会請求手数料や各種証明手数料があります。近年、弁護士照会請求手数料収入が大幅に増加しており、昨年度は1億7,389万円の収入となりました。次に、特別負担金1億2,653万円で約7%でした。これには破産管財人等負担金や会務活動負

図表3 会費収入の推移

2010年度	1,092,353,050 (100)
2011年度	1,145,679,000 (104)
2012年度	1,206,853,350 (110)
2013年度	1,276,555,900 (116)
2014年度	1,331,473,850 (121)

単位:円。カッコ内は2010年度を100とした場合の指数である。

担金などが含まれており、昨年度の破産管財人負担金収入は6,662万円でしたが、昨年度の臨時総会決議により本年4月1日以降に手続が終結する破産管財事件等については負担金支払義務が廃止されましたので、特別負担金収入は今後漸減すると思われます。

Q13 会費収入の推移を教えてください。

A13 2010年度は10億9,235万円でしたが、2014年度は13億3,147万円と1.2倍に増加しています。この増収原因は、会員数が増加したことで修習終了後の会費の減額期間が経過した会員の増加によるものです。

Q14 法律相談の負担金が15%になった経緯は？

A14 昨年度の規則改正により、法律相談を契機として事件受任に至った場合の着手金と報酬金の負担金が15%に増加されました。法律相談センターの収支については、法律相談事業特別会計に一般会計から繰り入れた額と同特別会計から一般会計への繰出額との差額が法律相談事業の損益をあらわすことになります。法律相談事業の損益については、2009年度には収支差額が6,438万円のプラスでしたが、2011年度には黒字が547万円となり、2012年度は一転して3,146万円の赤字になり、2014年度にはさらに5,645万円にマイナス幅が増大しました。その主な原因は法律相談件数の激減にあります。2007年度に2万2,500件を超えていた相談件数が2014年度には1万900件と半減してしまっています。これらの要因については理事者や法律相談センター運営委員会等で慎重に調査、検討されていますが、このまま赤字状態を継続しておくことは会財政健全化の観点からは決して望ま

しい事態でないことから、事件受任負担金の納付率を増加させたものです。

3 支出について

Q15 収入の主な使い道はどうなっているのでしょうか。

A15 2014年度一般会計事業活動支出では、支出合計15億5,131万2,618円のうち、管理費が9億2,942万3,593円になっていて、約60%を占めています。続いて法律相談事業等特別会計、人権救済基金特別会計及び公設事務所運営特別会計への一般会計からの繰出金が2億3,342万8,000円でこれらの合計が約15%になっています。管理費の中には、役員報酬、嘱託弁護士給料、職員に対する給料手当、退職給付支出のほか法定福利費、福利厚生費などの人件費が含まれています。

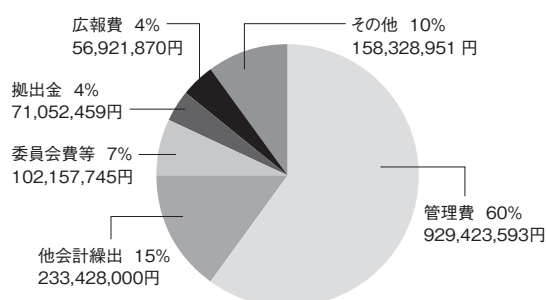
Q16 委員会活動にかかっている費用はどの位あるのでしょうか。

A16 東弁には3つの法定委員会（資格審査会、懲戒委員会、綱紀委員会）、執行部からの独立が定められている選挙管理委員会、17の常置委員会、32の特別委員会のほかに各種対策本部・協議会が多数設置されています。これら委員会等にかかわる支出は合計でも1億215万円ですので、事業活動支出に占める割合は実は7%に過ぎないのです。

Q17 管理費が非常に高くなっていますが、その内訳・理由を教えてください。

図表4 一般会計 事業活動支出(2014年度)

1,551,312,618円



A17 先に説明しましたように東弁では事業活動支出のうち約6割を管理費が占めています。管理費の内訳ですが、役員報酬が4,783万円、嘱託弁護士給料が6,739万円、職員の給料手当が5億6,844万円、退職給付が3,559万円、法定福利費が7,816万円、福利厚生費が1,324万円です。そのほかに電話通信費2,843万円、リース・保守料1,595万円、コンピューター関係費2,517万円が比較的大きな支出になっています。職員の給与手当支出が管理費支出のうち64%に達しています。

このように東弁の人件費割合が高いのは、約7,500名の会員を擁する団体になっている東弁が公益法人として適切な運営を行うためには、有能な職員を安定的に雇用する必要があるからです。現在、東弁には60名強の正職員のほかにパート職員や派遣職員がいますので、全体では130名程度の職員等の規模（多摩支部を含む）になっています。そのため管理費の中の人件費割合が高くなるのはある面ではやむを得ないところなのです。

Q18 管理費を減らすことはできないのでしょうか。

A18 日本で最大規模の弁護士会である東弁の運営のために弁護士会業務に携わる職員が必要不可欠な存在であることはいうまでもありません。職員なくして弁護士会を運営することは到底不可能です。しかしだからといって会員規模に見合うような適切妥当と思われる人件費を超えるような支出をすることは許されません。そのようなことから、最近では職員の残業を可能な限り減らして超過勤務手当の支出を抑制したり、正職員の最大雇用人数にキャップをはめてその範囲内で人員のやりくりをしています。また、人件費以外の管理費についても冗費を省くように努めなければならないことはいうまでもありません。

4 会財政一般について

Q19 一般会計の中の引当金・積立金の額がかなり多くなっている理由を教えてください。

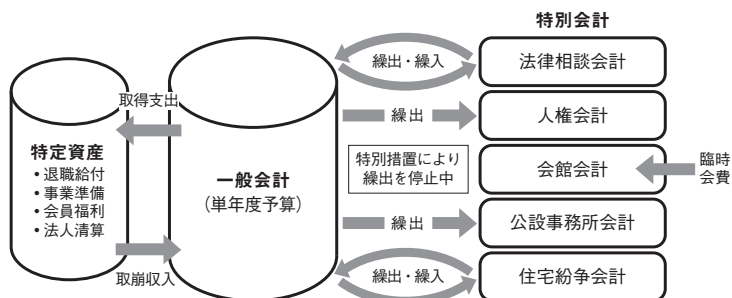
A19 東弁の一般会計には、約2億8,719万円の引当金・積立資産があります。内訳として、①退職給付引当資産1億1,121万円、②事業準備等積立資産9,197万円、③会員福利厚生積立資産8,400万円、④弁護士法人清算等積立資産（昨年度の規則改正により新設されたもの）です。

① **退職給付引当資産**は、職員退職金の引当となる資産です。昨年度理事者によって行われたマネジメント会議報告書では、職員が期末に全員退職した場合に支払いが必要となる要支給額は約6億円に上ると試算され、現在の1億円程度の積立ではまだ充分でないことが指摘されています。公益法人として十分な退職給付引当資産の積立が必要ですが、仮に期末に全員が退職するということは現実的でないということであれば、少なくとも今後3年間の退職予定者分の退職金を積み立てておく必要があることが2014年度決算の監事意見書でも指摘されています。

② **事業準備等積立資産**は、財政の安定、特別な事業又は予測し難い事業等に関する費用の支払いにあてるための資金として、毎年前年度の一般会計受取会費総額の100分の1以上の金額を積み立てることになっています。具体的な支出として2018年頃に予定されているOA刷新に伴うサーバー機の入れ替えのための費用のほかに特別な事業の支出に備えておく必要がありますので、現在の積立額で充分ということではできません。

③ **会員福利厚生積立資産**は、会員の弔慰金見舞金

図表5 一般会計・特別会計・特定資産の関係



支出にあてるための資産です。従来最高50万円だった見舞金について、制度改正によって2014年4月1日以降上限が10万円になりましたので支出が抑えられることになり、多額の積立は必要でなくなりました。

- ④ 弁護士法人清算等積立資産は、弁護士法人清算にかかる裁判所への予納金の未返還分を費用計上しておくために昨年度規則改正によって新設されました。東弁所属の社員一人の弁護士法人は約70法人あって増加傾向にあるため、今後一人法人の社員の欠亡による清算件数の増加が予想されることから新たな制度が設けられたものです。この積立資産のための資金に充てる目的で昨年度弁護士法人会員の会費が値上げされ、社員数10人以下の会費は9,500円とされ、社員11人以上の場合には1万8,500円です。

Q20 東弁の会計について、一般会計と特別会計に分かれている理由を教えてください。

A20 東弁の会計は、一般会計と5つの特別会計から成り立っております。特別会計として、①法律相談事業特別会計、②人権救済基金特別会計、③会館特別会計（会館維持管理会計、会館修繕積立金会計、会館不動産諸施設取得等積立金会計の3つの事業に分かれる）、④公設事務所運営基金特別会計、⑤住宅紛争特別会計があります。一般会計と特別会計に分ける理由は、一口で言えば「明瞭性」にあります。つまりすべての事業を一般会計で処理すると会計科目や項目が複雑になって分かりづらくなることから、5つの特別会計が設けられています。ただ、一般会計と特別会計が分かれていることがかえって東弁の財務全体を俯瞰できず分かりづらくなっている面も否

めません。今回は会費に主眼を置いているため各特別会計についての説明は省略しますが、一般会計と5つの特別会計、特定資産との関係は【図表5】のとおりになっています。

Q21 会費の使い道について無駄があるという声を聞いたのですが、実際はどうなのでしょう。収入が増えているのに会費が一向に減らない理由を教えてください。

A21 まず初めに東弁財政の収支について説明します。端的に東弁の財政状況は黒字なのか赤字なのかという問題です。2014年度決算では一般会計全体としては約2億578万円の黒字であり、次期繰越収支差額は約14億1,440万円に上っています。単年度の収支としては会財政に大きな問題がないことが監事意見書でも触れられております。しかしながら、実はこれは本来一般会計から会館特別会計中の会館維持管理会計への繰り入れを停止していることによる見かけ上の黒字ともいえるのです。2010年度までは一般会計から会館維持管理会計に毎年約1億3,500万円を繰り入れていましたが、2011年11月の臨時総会において、一般会計健全化のための特別措置に関する会規が承認され、2018年3月31日までこの繰り入れを停止することができるようになりました。そして、この特別措置として、会館修繕積立金会計から維持管理会計へ毎年2億円が繰り入れられているのです。仮に停止されている繰り入れを現時点で再開すると、会員数からの試算では約1億6,382万円になるので毎年の黒字幅は必ずしも大きなものではなくなるのです。また、本年度以降会館の大規模修繕が予定されており、東弁負担分だけでも最大20億円という試算の金額を要するということになりますと、現在の修繕積立金でもつ

図表6 新会館臨時会費(2015年度)

入会日	会費額	支払方法(原則)	納付期間	入会日	会費額	支払方法(原則)	納付期間
2003年3月31日まで	130万円	—	入会から5年を経過するまで	2007年4月1日～2008年3月31日	90万円	月額5千円	入会月から180ヶ月
2003年4月1日～2004年3月31日	130万円	月額1万円	入会月から130ヶ月	2008年4月1日～2009年3月31日	80万円	月額5千円	入会月から160ヶ月
2004年4月1日～2005年3月31日	120万円	月額1万円	入会月から120ヶ月	2009年4月1日～2010年3月31日	70万円	月額5千円	入会月から140ヶ月
2005年4月1日～2006年3月31日	110万円	月額1万円	入会月から110ヶ月	2010年4月1日～2011年3月31日	60万円	月額5千円	入会月から120ヶ月
2006年4月1日～2007年3月31日	100万円	月額1万円	入会月から100ヶ月	2011年4月1日以降	50万円	月額5千円	入会月から100ヶ月

てこれを賄うことが可能だとしても、さらに30年後、40年後の大規模修繕を考えたときにはやはり堅実な財政基盤を維持しておく必要があるのです。

会員が納めた会費を無駄に使用することが許されないことは当然であり、理事者は一般会計と5つの特別会計の支出に厳しい目を向けなければなりません。また、会員としても、毎年5月下旬に開催される定期総会では前年度の決算の承認と新年度の予算案についての資料が事前に送付されて、それらが議題として審議されるのですから、会費の使い道や会財政などに疑問を抱いた場合には総会へ出席して積極的に疑問を質し、意見を述べるのが強く期待されているといえます。

5 新会館臨時会費について

Q22 会館修繕積立金の会員の納付額を教えてください。

A22 新会館臨時会費の徴収については、1993年10月20日の臨時総会決議に基づいて新会館の建設・維持・管理等の費用にあてるため130万円を一括で徴収することになっていました。その後、数度にわたって改正がなされて、現在では入会日によって金額が異なり【図表6】のとおりになっています。

Q23 修習期によって納付額に差があるのはなぜですか。

A23 現在の弁護士会館は1995年に完成しました。弁護士会館は鉄骨鉄筋コンクリート構造の堅固建物ですので事務所部分の法定耐用年数は50年となりま

す。本年は新築後20年目を迎えるわけですが、まだまだ耐用期間は残っていますので完成後の経過年数と会員間の公平性を考慮して新会館臨時会費については入会時期に応じて差異を設けています。

Q24 なぜ固定額を分割で支払う義務が課されているのでしょうか。

A24 上記のとおり従前新会館臨時会費については130万円を一括で納付することになっていました。他方、一弁は当初より分割支払いによる納付を認めていましたが、その後、二弁が負担額自体を減額し、一弁も同様の措置を取りました。そこで、東弁は、2003年の臨時総会において、経済情勢や新入会員の負担感、他会の減額変更などを勘案して、それまでの一括支払いから分納方式を採用したのです。

Q25 登録をやめたり、変更の際にも一括で支払わなければならないのですか。

A25 これについては分割支払いについて滞納がない会員が退会するときは東弁の在会期間に応じて納付金額が定められる特別措置が設けられています。また、死亡または病気による退会の場合は、納付義務が免除されます。

(構成：杉崎 哲郎)

座談会

「会費」の問題点と今後の展望

日 時：2015年8月18日(火)13時30分

場 所：弁護士会館5階501会議室

出席

中嶋 公雄 2015年度財務担当副会長（45期）
 関本 隆史 日弁連財務委員会委員長
 東弁会費問題検討ワーキンググループ議長（35期）
 白井 裕子 2012年度財務担当副会長（38期）
 殷 勇基 2014年度監事（48期）
 白井 太郎 新進会員活動委員会「若手弁護士が語る会」担当（63期）

司会

味岡 康子 LIBRA編集委員（47期）

事務局

三船 宏行 財務課長

*敬称略

若手会員の問題意識

司会：現在若手が一番関心があるという会費問題について、まず問題の導入を白井太郎会員からお願いします。

白井(太)：63期の白井太郎と申します。私は新進会員活動委員会で、上の期の方と若手会員で話し合う、「若手弁護士が語る会」を担当しております。その中で、特に会費や法律相談担当等の問題は、最も高い関心をもっています。

その理由として、皆さんご存じの通り、若手は就職難とそれに伴う給与水準の低下、ノキ弁等の増加という状況にあり、またロースクール出身者の多くが奨学金の返済を抱えています。さらに65期以降ですけれども、給費制がなくなり、貸与金の返済が修習終了後5年間猶予された後に始まります。それと特に東京では法律相談の割当が1年目にはないなど、弁護士会を通じて収入が得られません。地方会では管財人や法律相談の割当がもっと早くにあるので、ノキ弁等であっても法律相談や刑事弁護等によって収入があります。これが他の会と大きく違っておりまして、会費の負担感につながっております。

こういった状況にもかかわらず、貸与金の返済義務についてご存知ない上の期の方が多いという話を

聞きました。現在会費は5年目で最高額に達してその後は一定額です。ちょうどその5年目に貸与金の返済が始まりますので、65期以降になりますと一番負担が重いときにちょうど会費も一番高くなります。しかし、なかなかそういう議論が出てこなかったもので、上の期の方はどう考えているんだろうと若手の方では疑問に思っておりました。そういうことを弁護士会で議論してもらいたいと考えている方が多いと思います。

会費収入の現状

司会：若手の切実な問題意識を述べていただきました。次に会費収入の現状について財務課長の三船さんから若干説明していただければと思います。

三船：収入全体の内、事業活動収入自体は年々増加しておりまして、その大きな要因としては、会費収入になります。一般会費が年々6,000万円から7,000万円程度の増加になっているため、事業収入自体が増加してきている状況にあります。一方、会館臨時会費は必ずしも増加ではなくて減少しております。現在は総額50万円を月5,000円で支払うということになっておりますが、過去は100万円や130万円といった総額になっておりました。その関係もあって、

会員数が増えるからといって収入が増えてきているわけではないという傾向にあります。

あと特徴的なところとしては、会員特別負担金収入、こちらが法律相談ですとか、あとは前年度までは破産管財人の負担金収入というものがありました。こちらについて、負担金収入自体は年々減少してきております。

会全体の収入の中で占める会費収入の割合としましては、おおむね臨時会費と合わせると60%程度、一般会費のみでは50%程度になっております。

会費に関する弁護士会の動き

司会：会費に関する現在の東弁の動きについて、中嶋副会長からご説明をいただきます。

中嶋：会費が高いのではないかという声について、これは下げていかなければいけないとは考えています。まず当面の動きとしましては、会館の臨時会費については減額しようと考えまして、1人50万円の臨時会費を40万円に減額する方向で動いています。もう一つが、修習終了後に新規登録された方の初年度の会費について、現在多くの方が12月に入会され、入会したときから会費をいただく形になっています。これを翌年の6月からいただくという形にします。6月までに入会された方は一律6月からいただく。通常多くの方が12月に入会されますが、そういう方について半年分の免除という形になります。

今、東弁としてやろうとしていることは以上の通りです。

司会：日弁連の動きについて、よろしくお願いいたします。

関本：日弁連は、現在、繰越金が潤沢にあるとのこと。具体的に言うと2013年度決算では約27億円、2014年度の決算では33億円という膨大な繰越

金が出たようです。そこで、日弁連の方針として、2016年4月以降の弁護士会員の会費を現在の月額1万4,000円を月額1,600円引き下げること考えています。あと弁護士過疎・偏在対策のための特別会費(月額600円)の徴収が2016年3月末で終わるので、これを併せて考えれば、2016年4月以降弁護士会員の負担額は月額2,200円安くなるという前提のようです。

これはあくまで全会員の問題ですが、当初、日弁連は若手の一般会費の減額等についても検討していました。それで理事者会の方で若手会員の会費減額の延長、それから高齢会員の会費免除の時期をもっと早めるという一定の減額方針を考えていたようでしたが、結局、各単位会の意見を聞いたところ、若手の減額延長については特に賛成が多くなかったし、いわゆる高齢会員の会費免除についてもむしろ反対の方が多かったということで、その方針をやめて、新しい方針として弁護士会員の一般会費を1,600円下げるという提案をしているみたいです。財務委員会でいろいろ議論したのですが、白井太郎会員がさっきおっしゃった問題点について皆さんあまり意識していないというか、要するに弁護士はみんな資格が同じなんだから会費は平等であるべきだというのがまず念頭にあるようです。あと東京と地方の感覚的な違いもあるんじゃないでしょうか。東京と違って地方では法律相談も、国選も結構あるという状況がある。

「会館特別会計」の現状

司会：個別の支出項目の大きなものの「会館特別会計」の存在については、執行部のお考えをいただきます。

中嶋：弁護士会館ができてから20年が経過し、20年目の改修ということを今年度から議論を開始し、今後

資料 東京弁護士会収支(2010-2014年度)

【全会計】

	2010(H22)			2011(H23)			2012(H24)			2013(H25)			2014(H26)		
【収入】															
1 事業活動収入	2,263,619,311	26.4%	91.1%	2,260,525,014	25.0%	85.2%	2,294,965,117	25.6%	95.2%	2,334,628,086	24.8%	91.7%	2,373,747,736	24.7%	97.2%
入金収入	14,445,000	0.2%	0.6%	13,770,000	0.2%	0.5%	15,454,500	0.2%	0.6%	14,680,000	0.2%	0.6%	14,865,000	0.2%	0.6%
会費収入(会費)	1,092,353,050	12.8%	43.9%	1,145,679,000	12.7%	43.2%	1,206,853,350	13.5%	50.1%	1,276,555,900	13.6%	50.1%	1,331,473,850	13.8%	54.5%
会費収入(臨時会費)	279,009,568	3.3%	11.2%	278,166,000	3.1%	10.5%	273,216,000	3.0%	11.3%	263,072,000	2.8%	10.3%	243,519,500	2.5%	10.0%
会員特別負担金収入	443,001,049	5.2%	17.8%	418,804,736	4.6%	15.8%	349,460,032	3.9%	14.5%	321,040,508	3.4%	12.6%	258,969,104	2.7%	10.6%
法律相談収入(相談料)	72,012,103	0.8%	2.9%	66,273,160	0.7%	2.5%	61,439,103	0.7%	2.5%	54,912,046	0.6%	2.2%	54,521,144	0.6%	2.2%
手数料収入	121,072,504	1.4%	4.9%	129,951,585	1.4%	4.9%	146,409,466	1.6%	6.1%	171,271,224	1.8%	6.7%	208,299,727	2.2%	8.5%
その他	241,726,037	2.8%	9.7%	207,880,533	2.3%	7.8%	242,132,666	2.7%	10.0%	233,096,408	2.5%	9.2%	262,099,411	2.7%	10.7%
2 投資活動収入	222,020,546	2.6%	8.9%	393,527,029	4.4%	14.8%	115,479,101	1.3%	4.8%	211,273,125	2.2%	8.3%	68,421,196	0.7%	2.8%
特定資産取崩収入	212,259,843	2.5%	8.5%	374,051,009	4.1%	14.1%	99,203,168	1.1%	4.1%	204,210,532	2.2%	8.0%	61,072,558	0.6%	2.5%
その他	9,760,703	0.1%	0.4%	19,476,020	0.2%	0.7%	16,275,933	0.2%	0.7%	7,062,593	0.1%	0.3%	7,348,638	0.1%	0.3%
小計	2,485,639,857	29.0%	100.0%	2,654,052,043	29.4%	100.0%	2,410,444,218	26.9%	100.0%	2,545,901,211	27.1%	100.0%	2,442,168,932	25.4%	100.0%
3 前期繰越収支差額	6,081,296,266	71.0%		6,385,325,481	70.6%		6,557,538,749	73.1%		6,852,906,472	72.9%		7,183,500,024	74.6%	
合計	8,566,936,123	100.0%		9,039,377,524	100.0%		8,967,982,967	100.0%		9,398,807,683	100.0%		9,625,668,956	100.0%	

【支出】

1 事業活動支出	2,079,843,200	24.3%	95.3%	1,946,088,714	21.5%	78.4%	1,981,517,388	22.1%	93.7%	2,077,112,370	22.1%	93.8%	2,056,417,623	21.4%	94.5%
事業費	251,549,217	2.9%	11.5%	260,508,128	2.9%	10.5%	332,214,332	3.7%	15.7%	352,817,937	3.8%	15.9%	353,678,592	3.7%	16.3%
会務執行費	18,453,561	0.2%	0.8%	41,038,833	0.5%	1.7%	38,948,199	0.4%	1.8%	28,881,406	0.3%	1.3%	34,782,433	0.4%	1.6%
人件費(含法定福利費)	890,834,780	10.4%	40.8%	684,039,495	7.6%	27.6%	666,927,075	7.4%	31.5%	737,553,910	7.8%	33.3%	682,208,438	7.1%	31.4%
管理費(除人件費)	185,661,557	2.2%	8.5%	246,099,528	2.7%	9.9%	208,761,134	2.3%	9.9%	226,856,479	2.4%	10.2%	247,215,155	2.6%	11.4%
法律相談会計	323,017,728	3.8%	14.8%	309,257,018	3.4%	12.5%	315,536,315	3.5%	14.9%	290,923,730	3.1%	13.1%	269,768,526	2.8%	12.4%
人権会計	95,951,235	1.1%	4.4%	99,636,070	1.1%	4.0%	126,578,136	1.4%	6.0%	136,996,852	1.5%	6.2%	151,917,922	1.6%	7.0%
会館会計	240,789,859	2.8%	11.0%	233,346,486	2.6%	9.4%	209,874,235	2.3%	9.9%	216,006,287	2.3%	9.8%	227,517,362	2.4%	10.5%
公設会計	49,660,096	0.6%	2.3%	55,277,599	0.6%	2.2%	63,001,652	0.7%	3.0%	64,302,728	0.7%	2.9%	67,901,249	0.7%	3.1%
住宅紛争会計	23,925,167	0.3%	1.1%	16,885,557	0.2%	0.7%	19,676,310	0.2%	0.9%	22,773,041	0.2%	1.0%	21,427,946	0.2%	1.0%
2 投資活動支出	101,767,442	1.2%	4.7%	535,750,061	5.9%	21.6%	133,559,107	1.5%	6.3%	138,195,289	1.5%	6.2%	118,906,184	1.2%	5.5%
特定資産取得支出	47,724,818	0.6%	2.2%	203,520,566	2.3%	8.2%	73,452,613	0.8%	3.5%	75,444,645	0.8%	3.4%	76,436,547	0.8%	3.5%
その他	54,042,624	0.6%	2.5%	332,229,495	3.7%	13.4%	60,106,494	0.7%	2.8%	62,750,644	0.7%	2.8%	42,469,637	0.4%	2.0%
小計	2,181,610,642	25.5%	100.0%	2,481,838,775	27.5%	100.0%	2,115,076,495	23.6%	100.0%	2,215,307,659	23.6%	100.0%	2,175,323,807	22.6%	100.0%
3 次期繰越収支差額	6,385,325,481	74.5%		6,557,538,749	72.5%		6,852,906,472	76.4%		7,183,500,024	76.4%		7,450,345,149	77.4%	
合計	8,566,936,123	100.0%		9,039,377,524	100.0%		8,967,982,967	100.0%		9,398,807,683	100.0%		9,625,668,956	100.0%	

【用語の定義・説明】

内部取引	会計間の操出し・繰入れの内部取引は、決算書の収支計算書総括表と同じく消去し、金額には反映していない。
会務執行費	一般会計の会務執行費の金額、LIBRA2001年2月号会費特集の「会議費」に該当する科目
人件費(含法定福利費)	一般会計の管理費「3給料手当支出、4退職給付支出、5嘱託職員退職給付支出、6法定福利費」を合算した金額
管理費(除人件費)	一般会計の管理費から「人件費(含法定福利費)」を除いた金額

【一般会計】

	2010(H22)			2011(H23)			2012(H24)			2013(H25)			2014(H26)		
【収入】															
1 事業活動収入	1,579,363,216	68.9%	88.0%	1,743,880,376	66.2%	82.2%	1,660,484,998	66.7%	94.3%	1,709,518,875	59.6%	89.3%	1,793,644,861	58.5%	96.7%
入会金収入	14,445,000	0.6%	0.8%	13,770,000	0.5%	0.6%	15,454,500	0.6%	0.9%	14,680,000	0.5%	0.8%	14,865,000	0.5%	0.8%
会費収入(会費)	1,092,353,050	47.6%	60.9%	1,145,679,000	43.5%	54.0%	1,206,853,350	48.5%	68.6%	1,276,555,900	44.5%	66.7%	1,331,473,850	43.5%	71.8%
会員特別負担金収入	160,079,200	7.0%	8.9%	164,975,829	6.3%	7.8%	136,837,299	5.5%	7.8%	148,433,563	5.2%	7.8%	126,531,352	4.1%	6.8%
手数料収入	119,992,504	5.2%	6.7%	128,871,585	4.9%	6.1%	144,859,466	5.8%	8.2%	170,191,224	5.9%	8.9%	207,202,327	6.8%	11.2%
繰入金・繰戻金収入	99,180,721	4.3%	5.5%	219,308,322	8.3%	10.3%	89,465,873	3.6%	5.1%	48,332,333	1.7%	2.5%	57,192,009	1.9%	3.1%
その他	93,312,741	4.1%	5.2%	71,275,640	2.7%	3.4%	67,014,510	2.7%	3.8%	51,325,855	1.8%	2.7%	56,380,323	1.8%	3.0%
2 投資活動収入	215,620,546	9.4%	12.0%	377,327,029	14.3%	17.8%	99,923,659	4.0%	5.7%	204,973,125	7.2%	10.7%	61,521,196	2.0%	3.3%
特定資産取崩収入	212,259,843	9.3%	11.8%	374,051,009	14.2%	17.6%	99,203,168	4.0%	5.6%	204,210,532	7.1%	10.7%	61,072,558	2.0%	3.3%
その他	3,360,703	0.1%	0.2%	3,276,020	0.1%	0.2%	720,491	0.0%	0.0%	762,593	0.0%	0.0%	448,638	0.0%	0.0%
小計	1,794,983,762	78.3%	100.0%	2,121,207,405	80.5%	100.0%	1,760,408,657	70.8%	100.0%	1,914,492,000	66.8%	100.0%	1,855,166,057	60.6%	100.0%
3 前期繰越収支差額	498,706,687	21.7%		514,280,206	19.5%		727,237,311	29.2%		951,482,975	33.2%		1,208,620,307	39.4%	
合計	2,293,690,449	100.0%		2,635,487,611	100.0%		2,487,645,968	100.0%		2,865,974,975	100.0%		3,063,786,364	100.0%	

【支出】

1 事業活動支出	1,689,823,115	73.7%	95.0%	1,385,516,997	52.6%	72.6%	1,435,350,740	57.7%	93.4%	1,527,109,732	53.3%	92.1%	1,551,312,618	50.6%	94.1%
事業費	206,545,001	9.0%	11.6%	215,835,621	8.2%	11.3%	255,084,894	10.3%	16.6%	280,804,404	9.8%	16.9%	282,626,133	9.2%	17.1%
操出金・拠出金支出	388,328,216	16.9%	21.8%	198,503,520	7.5%	10.4%	265,629,438	10.7%	17.3%	253,013,533	8.8%	15.3%	304,480,459	9.9%	18.5%
会務執行費	18,453,561	0.8%	1.0%	41,038,833	1.6%	2.2%	38,948,199	1.6%	2.5%	28,881,406	1.0%	1.7%	34,782,433	1.1%	2.1%
人件費(含法定福利費)	890,834,780	38.8%	50.1%	684,039,495	26.0%	35.8%	666,927,075	26.8%	43.4%	737,553,910	25.7%	44.5%	682,208,438	22.3%	41.4%
管理費(除人件費)	185,661,557	8.1%	10.4%	246,099,528	9.3%	12.9%	208,761,134	8.4%	13.6%	226,856,479	7.9%	13.7%	247,215,155	8.1%	15.0%
2 投資活動支出	89,587,128	3.9%	5.0%	522,733,303	19.8%	27.4%	100,812,253	4.1%	6.6%	130,244,936	4.5%	7.9%	98,063,857	3.2%	5.9%
特定資産取得支出	47,724,818	2.1%	2.7%	203,520,566	7.7%	10.7%	73,452,613	3.0%	4.8%	75,444,645	2.6%	4.6%	76,436,547	2.5%	4.6%
その他	41,862,310	1.8%	2.4%	319,212,737	12.1%	16.7%	27,359,640	1.1%	1.8%	54,800,291	1.9%	3.3%	21,627,310	0.7%	1.3%
小計	1,779,410,243	77.6%	100.0%	1,908,250,300	72.4%	100.0%	1,536,162,993	61.8%	100.0%	1,657,354,668	57.8%	100.0%	1,649,376,475	53.8%	100.0%
3 次期繰越収支差額	514,280,206	22.4%		727,237,311	27.6%		951,482,975	38.2%		1,208,620,307	42.2%		1,414,409,889	46.2%	
合計	2,293,690,449	100.0%		2,635,487,611	100.0%		2,487,645,968	100.0%		2,865,974,975	100.0%		3,063,786,364	100.0%	

【用語の定義・説明】

繰出金・拠出金	他会計への操出金、合同図書館・多摩支部への拠出金
---------	--------------------------

20年間にかかる総額が示されました。将来の見通しを立てましたところ、従来想定されていたものよりは若干安く済みそうで、下方修正がされています。それが1つ。それから20年前に建築したときに比べてやはり会員が非常に増えており、増えたことによって当初は130万円だった負担金が徐々に下げられ、今50万円になっているわけですが、人数が増えているということ、それから将来かかる費用は若干安く済みそうだという形でこれを、50万円を40万円にするということで、お諮りしているのが先ほど申し上げた通りです。じゃあ、これをゼロにできるのかということなんですけれども、この50万円という負担金を大幅に減額する、直ちに減額することは難しい。

【資料(12頁)】の全会計の支出のところにございますように、会館会計というところで2014年度に2億2,700万円の支出がございます。それはほぼ毎年過去にさかのぼっても同程度の金額で、会費の全体の数字の約10%がこの会館の（これは会館の維持管理だけでございます。改修は入っておりません）維持管理だけに約2億2,000万円というお金が毎年掛かっています。

それから会館の改修は今後20年間に要する金額が約30億円と考えられていますので、これを20年で割りますと毎年1億5,000万円ぐらいでしょう。そういった金額がこの会館の改修および維持管理に掛かっていますので、これが非常に大きなものになるとともに、そう簡単に減額はできないよというものももちろんあると申し上げておきます。

関本：ちょっと質問ですが、会館の会費の問題について、東弁だけが50万円から40万円にして、ほかの会との連絡は取っているんですか。

中嶋：一弁と二弁には連絡を取っています。どこかが下げたら必ず下げますので、共同歩調を取ることに

おそらくなると思います。ちなみに前回50万円に下げたときには一弁、二弁の方が先行しておりまして、それで東弁も追随しなければいけないという形で東弁が追随したと聞いています。実際のところ、三会は、この会館の経費を持ち分の割合で負担していますが、クレオは東弁と日弁連の所有になっていて、一弁、二弁はクレオを持ってない。そういう意味で一弁、二弁に比べて東弁はこの会館に対する持ち分の割合が大きいものですから、この維持管理に関する費用負担の割合が東弁は大きくなっており、苦しいのは事実です。

殷：若手には、あまり会館を使わないからむだだとかいうご意見はないんですかね。

白井(太)：人それぞれですね。若手の中でもやはり4階の面談室を使う方や図書館を使いたいという方が多くいらっしゃる、逆に多摩の方ですと、もうそもそも会館に来られないんだから何でという側面もありますので、そこは若手の中でもやはり職場環境や状況によって大きく意見が分かれています。

弁護士会活動の在り方

殷：すごく抽象的ですけど、若い人が、弁護士会や会活動について、もうそんなのはいいや、などと思っている、というのを、皮膚感覚で感じますか。

白井(太)：率直に申し上げますと、何で弁護士会はむだな活動が多いんだと。むだというのは、弁護士会として弁護士知識を保つための最低限といえば綱紀・懲戒と人権擁護で、ほかの士業だとやっぱり月に1万円とか2万円で会費はやっていけるはずなのに、弁護士だと4万円とか5万円になっています。その差額の2万円とかが、綱紀・懲戒とかの弁護士自治を守るために本当に使われているのかどうかというのがすごく疑問に思う人は多いです。

白井(裕)：私は今問題提起してくれた他士業と弁護士会の会費を調べたことがあるんですけど、圧倒的に安いです、ほかの公認会計士協会とか税理士会とか。ただ、会の目的というのが、今おっしゃったように弁護士会がそもそも弁護士会員の活動のみを目的としてだけ存在するという感じだと、最低限の会員への通信費とか、懲戒という費用だけで済むと思うんですが、弁護士会自体が対外的な事業活動をするのも目的としており、今までずっとやってきた。それが支出のところの事業活動支出です。弁護士自治を維持するため、その活動は、会としてやるべき活動で、その費用は各弁護士が負担せざるを得ないだろうと、私は思います。

ただおっしゃるように、今度それが無制限に何でもやればもちろん費用が掛かるわけだから、それをどういう形で計画性を持って支出計画を立てるかが重要ですが、実際には単年度ごとの執行部体制なので、数年度の事業計画というのが弁護士会には出てない。

白井(太)：ちょっとその点、若手の印象としては、各執行部が新しい制度、新しい委員会をつくるということはよくあるんですけど、この分野を減らすというのがなかなかないというのがあって、それはやっぱり各執行部の実績づくりというのはあるとは思いますが、ただ現実には会費負担とかを考えていくと、増やしたり減らしたりがないと、増やす一方だと負担が重くなっていくのではないかと。減らすというのはやはり難しいんでしょうか。

中嶋：まさにおっしゃる通りでして、まだちょっと成果を発表できる段階にはないんですが、委員会の統廃合ということに今、鋭意努力検討中ですが、これは実は昨年度の執行部についてもそれを検討していて、これを統廃合すべきじゃないのかということの意見がまとめられています。【資料(12頁)】の

全会計にございます通り、支出に多額を占めるものは、委員会費というよりは人件費が多額を占めています。なぜ職員がこれだけ必要かということになりますと、それは委員会を担当しているからです。

従って委員会の数を減らすことによって職員の負担が大幅に軽減される、それによって全体の費用が節減できるのではないのかという考え方の下に、必要な委員会も統合する。

白井(裕)：今のスクラップ＆ビルドですが、実は私が2012年度の財務担当時、クラス制をつくるときにそれを試みました。研修の新人に当てられた研修費をけずって、それで新規にやる場合にも費用はなるべく掛けないでやる方法ということで、今までだと職員が全部資料をコピーしていたのを、新規の登録者にメールアドレスを登録してもらって、それで問題とか資料を配信して、自分で印刷して持ってきてもらうと。なるべく職員を使わないということも試みたりしました。

それは、今までの弁護士会は、今までの活動はそのままにして、次の執行部が新規にやるのがどんどん乗っていくという形があり、そうすると結果的に支出は増えるという構図になっていたの、これを何とかどこかで変えたいという問題意識がありました。ただ、スクラップは、意外と結構難しいんですね。

殷：スクラップ＆ビルドは、実行が難しいという問題はもちろんあると思いますが、ただ、それはもう今やるしかないということで、反対はできないと思うんですね。

他方、私なんかの関心だと、「夜警国家」じゃないですけど、「夜警弁護士会」で、最低限のことだけやればよいというような感じで考えてくる人が増えてきて、そういう方向に転換をするかどうかとなるともうそれは大問題です。もちろん現在の多くの弁護士は、それはたぶんそうしない方がいいだろ

うと考えていると思います。でも若い人の多くも、方向転換をしなくてよいと今後も考えていくのか、というのは関心があります。ただ、方向転換をせず、現在の路線を維持するとしても、それを維持するためにも、ある程度はスクラップ&ビルドをしないとイケない。結局、弁護士会は、最低限以上のところに手を伸ばすことに意味があるし、少なくともほかの士業界とは違う側面がある。ただそれはやっぱりやせ我慢ですよ。例えば法曹三者といっても、向こうはもう国家予算でやっていて、こっちは民間でやってきたという面があると思います。それは社会からしてもすごく価値があったことだと個人的には思っているのですが。

「会館特別会計」の考え方

司会：今の会館特別会計の話での50万円という話がありますけど、今現在たまっている分について少しご意見を伺いたいです。

関本：もともとこの会館を作ったのは1995年でしょう。それで20年でしょう。もともと当初130万円でした。それを払ってきたお金は、一体この会館をいつまで存続させる目的で集めたお金なのかというのがよく分からないんですよ。

例えばそれが30年で仮に終わるとして、じゃあ、今20年目じゃないですか。あと10年。これから建て替えるのか、それとも別のところに第2会館を作るとか、いろいろな議論がある。その辺のことをやっぱりもう

コラム

「会館特別会計」の成り立ちとこれから 会館委員会委員 佐藤 治隆 (22期)

新（現）会館の資金計画は、単に建設費だけでなく、建築後の数度の大規模修繕費を含め約30年間の会館維持資金も想定して策定されました。支出については、管理事務所や施工業者と一体となって維持管理費の節減に努めてきたので、想定を下回っていると思います。ただ、会員数が爆発的に増えたことは想定外でした。会員数の増加によって収入が増えたことは事実ですが、会館臨時会費も、130万円から現在では50万円（分割可）まで減額されていますので、総体としてはそれ程増えたというわけではありません。

会館建設資金は、着工前「新会館建設特別会費」として十数年積み立てられ、さらに新会館建設資金の寄付ないし特別会費として、会員に最低130万円の負担が求められたのです。さらに、強制ではありませんが、これを超える寄付目標が修習期や役員経験等を基準に設けられました（130万～500万円）。当時、新会館の維持費等が、会の財政を圧迫し、会務が停滞すると懸念から反対される方もあり、万全を期すため、将来の維持費も含め、当時の会員の皆様に大きな無理・

犠牲を強いたのです。その中には、会館を殆ど利用することができなかった方も少ないとは言えません。弁護士の将来のために会館の維持、管理に使用するという約束の元、積み立てられた基金です。これを目的外に使用することは、原則としてできないと考えます。これを埋蔵金だという方がいるようですが、この基金は、会の今後の財政の基盤となる基本財産であり、会の一般活動に消費したり、会員に直接還元したりできる性格のものではありません。会の活動費は、その時々会員の負担によってなされるべきもので、この資金に手を付けることは財政規律を崩します。

会館の維持管理（大修繕を含む）以外は、例えば、震災時等の会館対応・復旧その他非常事態に使用することは許されると思います。また現在の会館を補完する第二会館建設に使うことは、関連性があるとは思いますが、変化する社会状況の中で、固定資産を新たに取得することが良いか否かは、会員の意見を聴きながら、慎重に判断すべきことだと思います。

そろそろ始めていかないと、何かいつまでたってもこの会館特別会計がいったい幾らあっていいのか、どの程度あったらいいのかという議論が終わらないと思うんですね。だからそろそろやっぱり四会でやらないといけないのかなという気はしますよね。

中嶋：日弁連でその一般会費を減額するということを提案するに当たってもシミュレーションをやっていますし、同様のシミュレーションは東弁でも行いました。

今のまま、50万円のまま集めていくと、どんどん残高が増えていくことになります。40万円に減額しても増えていく。ただしゼロにしてしまうと、なくなってしまうと。これは今の建物が使えなくなったら、もう建て直さないでどこかへ移って、賃貸でもいいじゃないかという考え方も1つあるし、使えなくなったときにいらっしゃる会員がどうするか考えればよいという考え方があり、他方でいつでも建て直すためにお金を取っておかなければいけないという考え方もあり、そういう中で、現状の残っているお金は減らさないでほしい取っておくというのがそのちょうど中間的なところでして、そうすると40万円ぐらいでも、そう減りもしないし、そう増えもしないで維持されていくという、その中間的なところで今回の提案をさせていただいています。

法律相談事業

司会：次に法律相談事業の赤字についてご意見を伺いたいと思います。

中嶋：昨年度の法律相談会計の赤字は5,600万円です。つまり相談料および相談を通じて個人事件になった場合の着手金と報酬の納付金を収入とし、それに対する法律相談のいろいろな建物の賃借や人件費を支出と考えてこういう赤字になっているから良くないという考え方が1つあります。ただ、もう1つ

2015年度 財務担当副会長
中嶋 公雄



の考え方として、実際に会とは関係ないところで、法律相談で、その法律相談に携わった弁護士に納付金以外にご自身に収入があるわけで、弁護士全体ということで考えると、その部分も入れれば明らかに法律相談は黒字です。そのため、単純にこの会費の中に現れてくる5,600万円という赤字でもって法律相談をやめるという議論は間違っているのではないのかという考え方をされる会員もいらっしゃいます。それと、あとは法律相談のプロボノ活動といえますか、国民、市民に対する弁護士会の役割を考えてみたときに、赤字だからやめるのが妥当かどうかという問題もございます。したがって、法律相談を直ちに廃止するというのではなく、具体的にはインターネットによる予約システムを導入したり、錦糸町のセンターで新たな実験を行うことを検討しているところです。

殷：これも夜警国家の話じゃないわけですけど、攻めていくのか、それとももうある程度守りに入っていくのかというのが大きくあるところですね。法律相談は、ここ数年は赤字が大きかったので、とにかくその出血を止めなければいけないということをずっとやってきています。当座の赤字を止めて、それから箱物はできる限り持たないようにしようというコンセンサスはできていると思います。そこまでは合意がありますが、若手の人と話をしていると、もっとインターネットに大きく投資をすれば、ネットで集客している大手の法律事務所と対抗できると言ってくれた人もいました。ただ、実際それをコンセンサスを取って、弁護士会のようなこんな大きい図体のところでやっていけるかという、なかなか難しい。

白井(裕)：法律相談事業は、私たち弁護士としてのまず基本的な業務の一つなので、私はそれを会がやることには意味があると思っています。赤字の中身が何かというと、やはり箱物を持っている、要する

日弁連財務委員会委員長
東弁会費問題検討WG議長
関本 隆史



に賃貸料と、そこにいる事務員の人件費、弁護士への日当というものです。従って、その支出に代わる方法がないかということを考えればいいんじゃないかと思っています。

例えばの話ですが、私は23区内を4つぐらいに分割して、相談者がその地域の人だったら、その地域の弁護士、当番弁護士みたいに待機してもらって、そこの事務所に行って相談してもらう。待機している間、日当も出ないけれども、ほかのお仕事もできるし、相談が回ってくれば仕事になるかもしれない。そういう点では日当も、賃貸料も必要なく、人件費は事務員が1人本会の方で、コールセンターとしてやれば済むぐらいじゃないかと。こういう風に事業形態を変えていけば、別な形で法律相談事業がもっと広がるんじゃないかなと思っています。

関本：確かに法律相談事業がどうしてもインターネットによる法律相談の普及でもって大手の法律事務所に何か独占されているようなところがあって、他方弁護士会は図体が大きくて小回りが利かないものだからなかなか対応できないところがあります。ただ、やっぱり弁護士会が法律相談をやめてしまうわけにいかないで、こればかりはいろいろ工夫しながら維持しないといけないですね。

相談料の無料化は？

司会：相談料の無料化については、皆さん、どのようにお考えですか。

白井(太)：法律相談がプロボノなのか業務獲得の手段なのかという問題ですが、上の期の方は法律相談が今みたいにネットで簡単に申し込みなくてなかなか相談する場所もないという中で弁護士会がそういう箱物をつくって相談に乗ることに意義があるという意識をずっと持っていた方もいらっしゃる。今の若

手だと、入ったときから相談担当者の枠の応募者の方が多すぎて、そもそも応募者全員が担当できないという業務的なものになっていますので、ちょっと若手の方を助けてほしいというのは本音です。

相談料は、例えば法テラスが四谷にあったころにはただでやっているのに、上の階では相談料を取っているというのでは、そもそも相談者が来るんだろうかという疑問を、普通に持つと思う。プロボノだったら本当にそれでも法テラスに行く人は行けばいいし、弁護士会の方に来たい人は5,000円払って来てもらえばどっちにしろちゃんと法律相談はできるのでいいと思いますが、業務対策だったらできればこっちの弁護士会の方に来てくださいとするほうがいいと思いますので、相談料がただという競争相手がいる以上はそれに合わせないといけないかなと思いますけど。

中嶋：例えば法テラスとの関係で無料化にした方がいいのかもしれませんが、実験的に札幌弁護士会その他で無料化をしてみているが、うまくいっていない。相談件数は増えていますが、冷やかしが逆に増えてしまって実際の受任に結び付いていないと聞いている。

逆に我々が今考えているのは、例えば大手の法律事務所とかインターネットに対抗してやっていくためには、弁護士会であるからこそ安心できる専門家をきっちり紹介できる制度、弁護士会の法律相談ならば安心できるという制度の構築、そこが弁護士会の法律相談の生き残る道ではないのかということです。これは我が東京弁護士会だけじゃなくて、この間愛知県弁護士会と交流会もしたんですが、ここも同じことで、そういったことを模索している。しかしこれが若手を入れろということと反することになる、1年目の人をちょっと紹介できないことになるものですから、そこをどうするかということで、さっき関本



2012年度財務担当副会長
白井 裕子

会員がおっしゃった専門家と若手の2人体制による相談。弁護士会の法律相談は2人でやるので安心してくださということによって、有料でもそれを人を呼ぶ形でできないかというところが、今、目指す最大公約数みたいなところでしょうか。

ベテランと若手でやるということは、消費者問題などではずっと前から行われているところでした、あと医療問題ですかね。そういった形で分野によっては行われています。今後はそういう弁護士会の法律相談の専門性を表に出した上で、2人体制で臨んでいくことが生き残る道かなということです。他方、東弁は労働相談の無料化を今年度から始めました。

白井(裕)：いろいろな意見はありますが、たぶん他土業との競争を考えると、どういうスタンスを弁護士会が取るかというのは、もう考えないといけな時期じゃないかなという気はしますね。

殷：インターネットのビジネスモデルじゃないけど、ただで集客したうえで、他の部分で課金するという方策もあります。

関本：いつも思うのは、30分の法律相談が原則でしょうが、何も相談できないんですよね。相談しに来る方も、相談を受ける側もある程度準備するような形でやっていかないと、法律相談しても意味がない法律相談になってしまう。例えば1時間を原則にするなど、相談する際にはお互い準備するような形でできるようにした方がいいのかな。でもやっぱり法律相談は若手にとっては1つの業務対策ですよ。

白井(太)：はい。若手にとって、やっぱり法律相談で枠をちゃんとつくってほしいというのはあって、今は逆に3年以上だったり1年以上だったり、かつ登録のタイミングによってはそれ以上担当できないこともあります。それは特に1年目でノキ弁になった人ですと本当に生活に直結するような問題ですから、

ぜひ検討していただきたいというのが若手側の意見ですよね。

殷：事件を1件でも取ったらその収入で、その月の(弁護士)会費ぐらいが出るようにするのが本当は建設的なんですね。

白井(太)：本来、地方会ですとそういう現状としてあるので、だから若手の会費とかの問題についても意見が東京と違う。

白井(裕)：福岡は高いんですね。だけど実際に会員は各地方公共団体の方が法律相談を持っているので、そこに行けば、仕事も割り振られてくるから会費分ぐらいたぶん払える。だから一概に現状会費が高いのかというのも、やはり会がどれだけ会員に還元できているのかどうかという部分のところで見ないと、金額だけではちょっと見られないと思います。

だから今、若手の方が高いと思うのは、やはり会からの恩恵が実感できないというところにあるのだと思います。

殷：法律相談の方に投資できるよい案があればと思います。会費を減額して、会員に少額を返金したりするよりも、それを投資に廻せたら、と思うのですが。

白井(裕)：やはり複数受任にして、逆にそこから若手は分けてもらう。複数でやるのは、お互いに勉強になると思うし、会が業務拡大と実務研修と若手対策の場として法律相談事業を位置付ければ、ノキ弁や即独の人でも少しずつブラッシュアップできるかな、という気はしています。

司会：日当を出す必要はありますか。

白井(裕)：若手に聞くと、もう日当じゃなくて、やっぱり仕事、受任の機会を与えてほしいというのが多い意見です。蒲田は廃止していますよね。

殷：ただ端的に言うと、日当の廃止については反対意見が多くてできない。



2014年度 監事
殷 勇基

関本：自分の勉強ということを考えた場合には、むしろそっちの方が大きいと思いますが。

弁護士会法律相談の課題

白井(太)：蒲田は若手から見ると別の問題があって、上の期で共同受任してくれない方が結構いるんですね。2人受任の問題は実は、蒲田だけではなく全面的です。

中嶋：すべて2人で共同受任にした場合、たまたま当たった先輩との関係の問題で、いい事件だと上の期の方が勝手にお客さんと連絡を取って1人で持っていったり、あとは、いい事件でないとやっておけない方もいて困るとか。

白井(太)：そうですね。だいたいそのパターンが多いですね。

中嶋：そういうようなことが非常に多くて、2人でやるというのも、言うほどやさしいことではないんですね。ただし、消費者問題、消費者相談などはもう私が弁護士になったときからたぶん2人体制ですずっとやっていますが、あそこはなぜうまくいっているかというと、必ず研修会、月に1回勉強会をやって、取った事件を報告して、そこでみんなにたたかれるということを義務化しているんですね。そこでその研修会に出ていかないと来年からは相談担当に回してもらえないと。変なやり方をすると周りからたたかれる。だからそういった形での全員で監視する、そこまでやらないと。それはちゃんと受任しているかどうかだけじゃなくて勉強のためにも、そういうやり方じゃだめ、こういうやり方をしなきゃいけないという形での能力のアップということにもなっているんです。そういう形ですべてやっていかないと2人体制もできないし、逆にそうやって全員の能力を上げていくことが弁護士会の法律相談の道かとも私は思うんですけどね。

白井(裕)：専門じゃなくても、たぶん一般事件でも、若手のOJTみたいな考え方で、とにかく弁護士会主催の法律相談から受けた案件は報告して、ある程度の経過報告的なものを1回入れて、そして最後、どんなふうに処理され配分もどうされたか、ぐらいのチェックまで会としてやってもいいんじゃないかと思います。

中嶋：そういったことをやっていくと会全体がまた業務量が増えていって、スリム化ということと反するんですけどね。そのためにまた委員会みたいなものを定期的にやっていかなきゃいけないわけですから。

関本：非常に手間が掛かることなんですよ。でもそこをやっぱりやっていかないといけないでしょうね、きっとね。

公設事務所の存在意義

司会：公設事務所の赤字について、中嶋副会長から簡単に導入をお願いします。

中嶋：公設事務所の赤字は、そう大きなものではないと考えておりまして、特に昨年度、各公設事務所はかなり頑張っておられています。従って公設事務所の赤字というものは、まったくないわけじゃないけどそう大きな問題ではないと認識しています。

他方、その役割としましては、他職経験の受け入れとして、裁判官、検察官が弁護士の経験をしたいという場合に、弁護士経験がない新人をかなりの高給（元の給料）で雇わなきゃいけない。ということで受入先事務所がなかなかないので、公設事務所がその役割を果たしています。それから法テラス、ひまわりに行ったり、受け入れたりといったことに大きな役割を果たしています。東京における都市型公設事務所の役割は大きいものがあると思いますし、それに比して赤字はさしたるものではないし、会員の大きな

負担になるようなものではないと認識はしています。

白井(裕)：公設事務所の問題点は、貸付金が多額に会から出されているので、その回収、その部分をどういうふうに考えていくかということですね。

中嶋：回収は繰り延べたりしていますけれども、回収困難という状況には至っていないと把握しています。

関本：そう簡単に免除はできないでしょうね。

白井(太)：公設事務所は黒字を出さないといけない理由があるのでしょうか。本来ですと、弁護士の方では競争相手にならないような事件を受けてもらうために受け皿としてつくっていると思いますので、みんなで赤字を支えて、ただ自分では受け入れない事件をそこにやってもらうというのが本来の公設の趣旨と思うのですが、今の時代、皆さん、よく公設の赤字という話をしますが、どういう趣旨で公設にお金を出しているんですか。

白井(裕)：今まで問題にされていたのは、要するに家賃などは負担してないのになぜ黒字にならないんだと、端的に言えばそういう問題だったんじゃないですかね。例えば、弁護士が受けたくないような事件をやっているならいいけど、そうじゃない部分のものを公設が事件を取っているんだったら僕たちに回してよ、と言っている若手の方はいました。だから公設事務所が開設された当時の部分と、今、もう昔だったら弁護士があまり受けたくないようなところでも、若手だったらそれでもやりますというような時代になってきているときに、公設事務所の事件の受任というのをどう考えるのかという、若手の方からの問題意識はたぶんあると思います。

白井(太)：例えば多摩パブリックですと、他土業と共同で多摩の各市町村で相談会をやっています。これはたぶん弁護士会でやってほしい、若手がやってほしい事業なんですよ。そういうことをやってもらって若手に相談枠をくださいという事業を実は公設が

新進会員活動委員会
「若手弁護士が語る会」担当
白井 太郎



結構やっているんですね。公設は信頼性がありますので、若手の弁護士が、のこのこと市役所に行ってもやらせてくださいと言っても門前払いされますけど、弁護士会の裏付けがあるところに行くとは結構対応してくれるというのはあって、それは東京パブリックでも、豊島区とか板橋区でもやっているの、それはむしろ競争相手で民業圧迫な感じは受けています。それは公設の本来の役割じゃないと思いますので、そこで黒字化を図ろうと思ってやるのはちょっと違うのかなというのが率直な印象ですね。

法律相談の信頼性

中嶋：ただ、法律相談が信頼があるかどうかという問題があり、この間、区役所の消費者生活センターで消費者相談をやっている方とお話ししたんですけれども、その消費者相談でこれは弁護士案件だなと思ったときに、弁護士会の法律相談に回すとそれを解決できなくてまた消費者相談に戻っちゃうという事件が頻発していて、弁護士会の法律相談に回せないという話なんですよ。そういう状況の中で、消費者相談で信頼できる弁護士リストを独自に作っていて、そこにしか回せない。その中に公設もあるんですよ。この案件は公設事務所のどの弁護士、この案件だったらどの弁護士と、自分で名簿を作っていますから。裁判所が弁護士会に回さないで、破産管財人を、独自のリストを作って回してやっているのと同じです。だからこの法律相談の信頼性を何とかしないとだめなんですよ。仕事がよそから回ってこない。高齢者だって、裁判所から信用されなくて、後見人の仕事が回ってこなくなっちゃったじゃないですか。

関本：でも最近はいよいよよくなったみたいですよ。

中嶋：そのために、東京弁護士会がものすごく力を入れた。家庭裁判所の信頼を回復するために、専属

の嘱託を1人配置して、問題のある後見人が選ばれないように事件を一個一個見ながら、これだったらこの後見人はできるということを一人一人見ながらちゃんと事件を配置しているんですよ。それで家庭裁判所の信頼を得て、ようやく事件が回ってくるようになったんですね。だからそういうふうにやらないと、もうよそから仕事を回してもらえない。1年目だから仕事をくださいと。あげたいのはやまやまだけど、それじゃ仕事を取ってこれないんです。

白井(裕)：本来のロースクールの目的は、一般法律相談くらいはできる素地をつくることにあったんですけどね。

中嶋：率直に申し上げると、いわゆる昔からあった消費者相談や専門相談のほかに、一般相談ということでは人が集まらなくて、それをやめて、分野別相談という制度を今検討中です。

本当に専門的な専門相談と、そうではなくて分野別、離婚といったようなものについては分野別相談をつくって、今でもそうなっていますけど、そこにしても一定限度の知識と経験が必要になってきます。だけどそのために1年目じゃだめというんじゃないで、2人セットという形を取ります。

繰越金をどうするか

司会：一般会計で繰越金が多く残っています。繰越金の問題についてご意見をどうぞ。

白井(裕)：東弁の公益法人の会計システムは単年度ごとになっているので、繰越金をそこでどう使うかというシステムにはなってないんですね。それで今、多額に残っていますが、これからは繰越金をどう使うのかも含めて、事業計画と会費とか、そういうものを総合的に考えていかなければいけないのではないのでしょうか。

関本：繰越金はどのくらいあるんですか。

中嶋：14億円です。

白井(裕)：結局、一般会計を赤字にしないとそこを使えないんだけど、執行部は自分のときに赤字を出したくないから、どうしても黒字決算になってしまう。だけど実際にはこの会計システムだと前年度繰り越されたものを次年度に計上して、そこを使いましょうということができないから、この繰越金をどうするかというのは問題です。

関本：日弁連も同じです。日弁連は執行部が2年です。だから今、2016年度以降の会計の在り方、会費の見込みをやっている。それでその33億円という繰越金をどうするかという問題がやっぱりあって、これを会費に全額、いや、全額とは言わないまでも、幾らか、例えば15億円ぐらい残しておいて、その余を会費の減額の原資にすれば結構な会費の減額ができる。でもそれはなかなか難しいようです。15億円でも足りないというか、その時々執行部が行うべきいろいろな予定がある、いろいろな事故もあるので、例えば東日本大震災があったりして使った経緯もあるので、なかなか繰越金に手を付けることが難しい状況があるようです。だから繰越金をそのまま会費の減額の引当金に使えないんですね。

殷：3カ年とか5カ年の中期計画がないので、構造的ではありますよね。

中嶋：できないことはない、やろうと思えばできる。やらないだけの話なので。

白井(裕)：ただ難しいのは、会計問題だから総会を開く必要があるが、単年度ごとに執行部が代わっちゃうから、その単年度の執行部はそうだと分かったときには、もうそれを実行するということにいかない。

中嶋：そこはやるかどうか分からないんですけども、やろうと思えばそれはできますよ。繰越金の14億円は、例えばこういうふうに決めるといって14億円の

赤字予算を組めばいいんですから、それはやろうと思えばできます。

白井(裕)：手法としては赤字決算にすればいいのですが、問題はその必要性です。実はパソコンのシステム改修がこの後、そんなに使わないでいいという前提でいけるのかどうかということです。特別に多く出るだろうともし予想するのであればその手当てはしておく必要があります。

中嶋：でも今年度はシステムの改修にも非常に多額の、全部で2億円近い予算を取ってあって、来年度もかなりいると思います。ただ14億円全部使うというほどではないですけど。それよりも一番使い道として考えられるのは退職金なんですね。職員の退職金が全然積んでない。

例えばこの14億円のうち、相当部分は職員の退職金として積みなければいけないし、いろいろなコンピューターの改修のために積みなければいけない。それはその必要な分を積んで3億円、4億円、5億円の赤字にしますというふうにやっていけばできるんです。そこを無理やりやろうとしなければいけないし、少なくとも3年の間にはやらなければいけない。

白井(裕)：それで、今残っている部分の問題は、別な形で言えば積み立てという形で計上されている特定資産、事業用資産と退職金の計上の仕方です。計画的に、例えば何年後に何かをする、そのために例えば3億円必要だと思ったら繰越金を事業用資産のところに積みましょう、みたいな形で手当てしていくとかね。だけど事業が何をすることが決まってないから、その事業資産にいくら積み立てるのと言うと、なかなかその金額が出てこないという部分が今の現状だと思うんですね。

殷：そうですね。繰越金がたまっていることはもちろんもっと会内に周知されるべきだと思います。ただ、繰越金がたまっていることを知っても、事実としては

そうなんだけど、あんまり短絡的な話になって、じゃあ、もう会費を減らせというだけの話になってしまうのは問題だと思います。逆にそのお金を使ってもっと若手支援などのためのいい事業に使えるということになればいいのですが。安易に流れないようなかたちで議論に参加してもらうことが必要だと思います。

白井(裕)：その点では、だから何をするかというのをまず議論してからお金の話をした方がいいんじゃないかなという気が私はしています。

今後の対応

司会：それでは最後の「今後の対応」に移ります。組織論を含めて皆さんお一人ずつ順番で。

白井(太)：特に若い人ですけれども、イソ弁という典型的なパターンではなくて、ノキ弁、即独、あとインハウスもすごく割合が増えていて、数も1割弱に近づいていると思いますけれども、いろいろな多様性が出てきていると思います。

その中で弁護士会が何をやるべきか、どこまでやるべきか、それは弁護士の負担でやるべきかということについては、昔のような一枚岩ではなくなってきていると思いますので、多様な意見を聞ける環境をつくっていただいて、ぜひそれを踏まえた会費問題についての検討をしていただきたいと思っております。あとはできれば若手に優しくということをお願いします。

殷：若手の方が不満を感じておられて、ただその不満はエネルギーなので、それを、改革のためのエネルギーとしてどうやって使っていただくか。若手の人にもその不満を使って会の中に入ってきて改革のために使ってもらいたいなと思うんですけど。新進活動などをもっと広げて弁護士会をいい方に変え



ていくようにそのエネルギーを使えないかなと思います。

白井(裕)：私はやはりこの財政問題を考える場合は、4年ぐらいの中期の、まず弁護士会としての基本的な方向性と具体的な計画案、そしてそれを裏付けるために財政をどれぐらい必要として、どの程度配分していくか、ある程度そういう計画的な財政計画を立てていかないと、何かいつまでたっても分からない財政、検証のしようもない財政という感じがするので、一応そういう方向を弁護士会としては目指したいのではないかなと思っています。

司会：具体的にはどんな組織なんですか。

白井(裕)：例えば、今、優先課題の若手対策ということだったら、この後4年間で若手のために何をするのか、どういうことをするのかということを具体的に、例えば今1つの政策としてクラス制がありますが、それがどの程度まで機能しているのか、それから現実的な問題として、さっきのOJTの問題というのは法律相談と絡めてできないのかとか考えるべきで、抽象的に若手対策と言って会費を下げるような話ではなくて、やっぱり弁護士として、もう3年たったら同じように聞える弁護士をどう育て上げるのかということを弁護士会が考えていかないといけないんじゃないかなと思っています。それは1年ごとじゃなくて4年ぐらいのスパンで考えて、それにじゃあ、財政をどれだけ注入していくのか、そういうことを考えるべきじゃないかな、という気はしています。

関本：会費問題検討ワーキンググループというのを去年やったんですね。そのときにやっぱり若手のいわゆる会費の問題一般についても結構議論したんですよ。そこに新進会員活動委員会の委員長にも来ていただいたし、会派の会合でも若手会員に話をお聞きしている。皆さん本音では、法科大学院当時の貸与金、奨学金がちょうど5年目ぐらいに借入れが

多い人で800万円ぐらいになって、それが非常に大変だと言われる。だからその辺の声をうまく弁護士会ないしは日弁連が吸い上げないといけないのですが、この間も日弁連の財務委員会では、東弁から行った会員は結構言うんですけど、なかなか地方の人は分かってくれない。だから日弁連の方も、何だその程度かという意識で若手のいわゆる若手故の減額の問題は特に取り上げなくなっちゃったわけですよ。だからそこは吸い上げ方が足りないのかなという気もして反省しているんですが、若手弁護士が語る会とか新進会員活動委員会の方でも、もう少し積極的にその辺のことをアピールした方がいいのかなと思いました。

司会：皆様の今までのご意見を踏まえて、副会長の方から最後の締めをお願いいたします。

中嶋：若手のための対策と申しますか、若手の負担軽減ということについては重要な検討課題だとは認識しています。しかし現実問題としてなかなかドラストチックにやるのが難しいものですから、それを考えますと、やはり会員にいろいろと意見を積極的に出していただくことが肝要かなと考えています。先ほど申し上げたように、会館の臨時会費50万円を40万円に下げるということにつきましては、順調にこのまま進めば3月の臨時総会で議論させていただくと思います。その総会に出ていただいて、40万円じゃ足りない、もっと下げろといったような形で活発に議論をしていただくことが執行部その他、来年度の執行部も含めてですけれども、そういったことを動かすことになると思いますので、もちろん必要な情報は開示いたしますし、隠すものではございません。どんどん質問していただき、ぜひ関心を持って議論に参加していただきたいと思います。

(構成：味岡 康子)